

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	児童センター	各年齢に合わせた育児支援事業を定期的に実施し、事業ごとのチラシ、ホームページ等から、市民が情報を選択して得ることができる。子育て交流及び相談等、親子がいつでも身近に利用できるだけでなく、同じ歳の子どもを持つ親同士が情報交換できる場所として事業を行っている。今後の課題として、各機関との連携及び定期的な連絡調整の実施が必要である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て推進課（保育）	体験保育や園庭開放の開催や内容について、広報紙・ホームページ・公共施設の窓口等にチラシを配置することで広く市民に情報提供した。園庭開放は市立認定こども園・各保育所で曜日を変えて毎週1回行い、認定こども園・保育所の見学者には、園内の案内や育児相談に応じた。今後も、地域における子育て支援の場として認定こども園・保育所を利用してもらえるよう、オープンこども園・保育所や子育てアプリも活用し、積極的に情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「保育所における地域子育て支援」
3	子育て推進課（子育て支援センター）	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、運動室を活用し、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「ふれあい冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター」 No.10「あい・あいる～む」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
4	子育て推進課（政策）	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、子育てセンター等の事業に関する情報提供を行った。アプリの登録者数は年間を通して毎月増加しており、令和2年3月末時点で2,001人となった。今後も窓口でサポートブックの配布やアプリの周知を行い、他部署と連携しながら、最新の子育て情報の提供に努める。
	実施事業	No. No.4「子育て情報の提供」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	健康課	毎月広報紙、ホームページ等で各事業について案内し、参加を促している。また、平成29年度から導入している母子健康手帳アプリや子育て推進課のわくわく子育てアプリを活用し、特に妊娠期、乳児期において情報発信を行っている。 各乳幼児健康診査では、年齢に応じた育児ブックを配布し、保護者の悩みに応じて、リーフレットを追加配布している。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等において、子育て支援サービス全般に関する情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	管理課	市立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	学校教育課	市立幼稚園で開催する「さんさんひろば」や「未就園児親子ひろば」、各幼稚園のオープンスクールの情報について、広報や子育てアプリ、各幼稚園のホームページにて発信した。また広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、幼稚園での未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放等の情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
8	青少年育成課	ホームページ・QRコードを活用し、情報を敏速に提供した。また、放課後児童クラブに関しては、就労等で多忙な保護者が見やすくわかりやすい情報発信に努めた。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
9	公民館	令和元年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。令和2年度も前年度に引き続き、業務委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
10	図書館	健康課と連携し、ブックスタート事業において親子向けの読み聞かせを実施しているが、絵本の楽しさやコミュニケーションツールとしての有効性を的確に伝えられる職員、ボランティアの育成が課題である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とするひとり親世帯には、申請に基づき適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親世帯が経済的に自立できるよう就労支援員を介し、就業指導や増収の提案を行い、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう家庭児童相談員等関係機関と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。平成30年度から3か年にわたり、基準改定が実施され母子加算が見直される一方、子どもの養育にかかる学習支援費等について実費支給が行われるので、令和元年度から積極的な申請を勧めており、今後も継続的に取り組む予定である。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課（こども）	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成等を継続して実施した。児童扶養手当受給者に対しては毎年実施する現況届時の個別面接の際に、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭に対しては来庁時に、ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援等について説明を行った。また、制度の最新情報については、広報やホームページで周知を図った。芦屋市白菊会については、活動や行事を広報等により周知した。今後も、さらにひとり親家庭への経済的支援の周知と就労支援に努める。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	令和元年度は21世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は22世帯であった。今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるように支援を行う。なお、住まいの提供に関しては、公的住宅の空き状況と入居申し込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどで、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を行っている。今後も引き続き制度の案内や周知を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	地域福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（市民課や障がい福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性のあることを説明し、申請月が遅れないよう手続方法について案内を行っている。また担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携し、受給者変更等について漏れなく案内できるよう努めているところである。今後も引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れないよう対応していく。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課 （施設運営）	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。また、令和元年10月から開始した保育料の無償化に伴い、ひょうご保育料軽減事業については、第1子の児童も対象になり、幅広く補助を行うことができた。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
5	子育て推進課 （入所）	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
6	子育て推進課 （こども）	児童手当，児童扶養手当について，対象の子どもの人数の減少等により受給者数等は微減したが，出生，転入，新規の申請時に窓口にて制度や受給条件等を案内し，ホームページに掲載するなど，手当の周知と支給漏れのないように適正な支給に努めている。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
7	健康課	妊婦健康診査費助成事業は，助成券方式で106,000円を上限に助成を行っており，妊婦が，安心して安全な出産に臨めるよう，定期的な受診を促している。 また，未熟な状態で生まれた子どもが，適切な医療を受け成長発達が促されるよう，未熟児養育の給付を継続して実施する。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
8	住宅課	令和元年度は19世帯の子育て世帯に対し，住宅困窮度点の加点を行った。また，公的住宅への斡旋は5世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために，今後も市営住宅等入居希望者登録において，子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで，できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。なお，子育て世帯だけでなく，若者世帯に対しても適切に住まいが提供できるような施策を検討する必要もある。
	実施事業	No.6「若い世帯，子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
9	管理課	利用者に対する援助について，以下の事業等を実施した。今後も国・県の動向を注視していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育無償化 私立幼稚園（新制度未移行園）の保育料等無償化の対象者数：422人 私立幼稚園（新制度未移行園）の預かり保育料等無償化の対象者数：62人 公立幼稚園の預かり保育料等無償化の対象者数：83人 ・ 幼稚園保育料の軽減 第2子：半額，第3子以降：無料 ・ ひょうご保育料軽減事業 認定件数：19人 ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金 認定件数：217人 ・ 就学援助費 認定件数：小学校410人 中学校237人 ・ 在日外国人学校就学補助金 認定件数：12人 ・ 実費徴収に係る補足給付事業 公立幼稚園 認定件数：73人 私立幼稚園 認定件数：33人
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
10	青少年育成課	令和元年度，一定の所得以下の世帯等の194人に放課後児童クラブの育成料の減額，免除を行った。 今年度も引き続き，放課後児童クラブの育成料，減免を行う。 また，より実情に沿った支援を行なうため，減免措置の見直しを行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	健康課	母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、関係機関と連携しながら支援が必要な方に情報提供を行い、育児における不安や負担の軽減に取り組んでいる。
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「乳児家庭全戸訪問事業」 No.3「乳幼児健康診査」 No.4「保健センターによる育児相談」 No.5「こどもの相談」 No.6「親と子どもの健康教育」 No.7「アレルギーに対する事業」 No.8「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	産前・産後の子育て家庭に、専門的な相談や学習支援の場を提供している。需要の高まりも見込まれることから、人員体制の確保や関係機関との更なる連携強化に、引き続き取り組む。 また、令和2年度より新たに「産後ケア入院」が開始となるため、システムの構築や関係機関との協働を積極的に行い、実践的に取り組む。
	実施事業	No.9「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （子育て支援センター）	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容が増えてくることが予測されるので、ホットラインや夜間・休日の電話相談などの体制を整え、相談員の知識や経験値の向上に努めていくとともに、新たに子ども家庭総合支援室を開設し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図り対応していく。
	実施事業	No.1「子育て支援センターにおける子育て相談」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課 （政策）	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページでも掲載し、受講希望者を取りまとめた。研修受講希望者数は10人であり、平成30年度（12人）と比較して減少したが、募集に関する問い合わせは寄せられている。 定員枠を4人から7人に増やしたことで、より多くの方に受講いただけたが、定員を超えて受講希望があり、希望者全員の受入れができなかった。 今後の課題は、研修の受講が就職や子育て支援にどの程度活かされているか把握することである。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （子育て支援センター）	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。内容の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識をもつ電話相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。今後も相談体制を整え、指導の充実を目指す。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、子育ての支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所長対応の電話相談は40件あり、面談につなぐケースもあった。専門の教育相談員による面談は、延べ604人に対して実施できた。幼児・児童も来所し、プレイルームで遊ぶので、保育施設や小学校が終わってからのことになることが多い。面談回数の増加により、相談を受けられない状況もある。学校園、適応教室、特別支援教育センター、カウンセリングセンター、アサガオ、家庭児童相談室等の相談機関との更なる連携強化が今後の課題である。
	実施事業	No.4「教育相談」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （保育）	市立幼稚園や私立園と教育・保育の交流を実施した。また、公開保育や外部講師を招いての職員研修、市立認定こども園・保育所研修では、私立園や認可外施設の職員も共に学んだ。教育委員会主催の研修にも参加し、職員のスキルアップに努めた。さらに、要配慮児への関わり方の研修や勉強会では、実際に子どもの様子を読み取ることで子どもへの理解を深めた。保護者を対象に絵本の講座を開催し、親子で絵本に親しめる取組も行った。キャリアアップ研修では、幼児教育、子育て支援について私立だけでなく認可外施設、市立の職員も参加し学び、資質向上に努めた。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
2	子育て推進課 （施設運営）	市内の私立保育施設5園で、保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」
3	子育て推進課 （施設整備）	小規模保育事業所を令和元年7月に1か所整備した。 今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「地域型保育事業」
4	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。年間延べ利用者数は前年度より減少しているが、1園当たりの平均利用者数はここ数年大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和2年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	学校教育課	就学前教育・保育施設間交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもつと共に、市立幼稚園の保育研究会を広く公開し、公私立幼稚園、保育所、認定こども園の職員が共に研修する機会を作った。今後も様々な交流・連携を図り、質の高い幼児教育に取り組む。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、小学校図書館での就学前幼児向けコーナーの整備を行い、幼児が絵本に親しむ環境づくりに取り組んだ。今後は対象校を拡大し、さらなる学校図書館整備を行う。地域の方との世代交流では七夕飾りや地域の老人ホームとの交流を継続していく。また、子育て世代への施設開放等を進めていく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
6	図書館	現在、図書展示やブックリストの作成、「こどもおはなしの会」等のイベントによる読書推進を行っている。選書・読書案内・イベント等の質・量ともに向上させていくために、子どもの本に精通した人材の育成（職員・ボランティア）と知識の継承が必要である。
	実施事業	No.7「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。 また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課（保育）	「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた給食体験やプール体験、図書室訪問をはじめとする小学校訪問、小学生との交流、小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や地域の幼稚園、認定こども園、保育所が交流をする「なかよし運動会」等を経験することで、スムーズに就学できるようになった。また、今後も近隣の小学校区を中心とした幼稚園、認定こども園、保育所との交流を深めていく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、就学前教育・保育施設の5歳児を対象に小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や「なかよし運動会」を継続実施した。また、就学前教育・保育施設と小学校との合同連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会をもった。今後は、就学前施設と小学校との保育・授業参観等を通して、さらなる円滑な接続をめざしていく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	広報国際交流課	子どもを対象とした教室（英語、空手、バレエ、ダンス等）で貸室が定期的に利用されている。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室なども開催し、子どもの居場所となっている。今後も指定管理者と連携し、子どもの居場所づくりを進めていく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	あしや市民活動センターでは、子どもの自主性を重視した自らの力を発揮できるボランティア活動への実践の場を提供した。大学生と高校生による芦屋さくらまつり実行委員会では、小学生のスマイルボランティアによる子どもカフェとの協働運営、小中高生による芦屋発子ども新聞記者による市長やセミナー参加者のインタビュー記事の新聞発行、秋まつりでは子どもカフェの実施、障がい児者作品展コンシェルジュなど多世代間の交流もあった。また、芦屋在住高校生の交流の場として「あしや部」を立ち上げ、芦屋市の事業にも協力している。 夏休み子どもわくわくスペシャルや、冬の市民活動ふれあいフェス『あんなーと』では子どもの居場所づくりを実施し、芦屋子ども笑顔ネットの事業である「芦人認定」では子どもを笑顔にする人たちを募集した。 令和2年度は、「芦人認定」を広く広報し多くの市民が子どもと触れ合える場を拡充していくと共に、子どものさらなる自主性を重視し、多世代が一緒に考え協働する場を作り上げていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	これまでの年間登録事業の他、自由来館で利用できる「卓球ひろば」、「こども自習室」、各種体験教室等、子どもたちの生活時間に合わせて、より多くの子どもが参加しやすい事業の実施を企画した。今後の課題として、図書室及び児童書の充実等により、児童が自由に来館できて楽しめる空間づくりを目指す。
	実施事業	No.6「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	「あしや温泉」では、待合スペース等を利用したイベントを実施している。 敬老の日に合わせたイベントで、子どもからのメッセージを浮かべたヒノキ風呂などは好評であり、世代間の交流なるようなイベントについては、継続して実施を行いたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後も引き続き、子どもの居場所として有効活用できるよう実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課（保育）	園庭開放は市立認定こども園・各保育所で週1回ずつ実施し、給食試食会や絵本紹介、体操、体育あそび、夏はプール体験、季節に合わせての制作など内容を工夫したことで、期待を持って参加して下さる親子が増えている。また保護者同士の交流も見られる。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所として地域の方に利用をしてもらえるように、より広く周知に努め、内容も検討していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課（子育て支援センター）	福祉センター内の子育てセンターの「つどいのひろば」とともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として周知されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
8	子育て推進課（政策）	子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて全庁的に周知し、活用促進を図った。また、市内の保育所・幼稚園・子育てセンター等で実施している、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
9	道路・公園課（旧公園緑地課）	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修を実施している。職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
10	管理課	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市立学校使用条例に基づき適正な減免を行っていく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
11	学校教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者動同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、在園児との交流を行い、保護者の子育て相談にも応じた。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後は、市立幼稚園での未就園児の園庭開放の機会を拡大し、より多くの未就園児親子に利用していただけるよう子育て支援を実施していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	子育て推進課「あい・あいる〜む」（月1回3割減免）図書館「こどもおはなしの会」（月1回土曜日無料）を実施。幼稚園児の茶室での茶道体験の貸室使用料免除。日本庭園の一角に隣接する小槌幼稚園の自然体験活動スペースを設け、ザリガニの飼育や花、果実の苗を植えるなど保育時間に行き来して世話をしている。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課 （美術博物館含む）	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。また、放課後子ども教室を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。 美術博物館では、観覧料（入館料）を中学生以下を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子どもの同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子供教室」 No.5「コミュニティ・スクールへの支援」 No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	幼稚園児以下を対象としたキッズスペースについては、指定管理者と連携し、未就学児のみの利用としている。また青少年センターとしての役割から、青少年活動については減額、免除を行っているが、社会体育施設としてスポーツ団体との兼ね合いもあり、免除については今後、検討が必要である。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用し、児童の居場所を提供している。地域の学生や大人と交流することを大切に体験プログラムを実施し、独自の企業連携も増加している。引き続き、キッズスクエアでのつながりがさらに広がり、地域と子どもがつながることのできる環境を構築していく。
	実施事業	No.4「放課後子供教室」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
16	市民センター （公民館含む）	令和元年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。令和2年度も前年度に引き続き、業務委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	現在、実施している美術博物館・谷崎潤一郎記念館との連携事業「niwa-doku」やボランティアによる絵本の読みきかせなどの読書イベントは、事業に携わる人々と子どもたちとの交流の場となっている。引き続き、関係課・ボランティア団体・関連施設との連携を深めていくことが課題である。
	実施事業	No.7「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課	子どもや子ども連れでの外出時に少しでも安心していただけるよう、ホームページのバリアフリー情報を適宜最新の情報に更新している。 ただ、市のホームページを子育て世帯がどれだけ閲覧しているか分からないため、市の子育てアプリなどからバリアフリー情報をすぐに得ることができるように子育て推進課と調整する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
2	子育て推進課 （保育）	不審者の侵入を想定して、対応、避難経路、時間帯等の条件をふまえた上で年2回の訓練を実施している。その他、火災訓練は毎月、地震津波を想定した訓練や避難訓練を内容を変えながら行うことで、職員も子ども自身も落ち着いて対応ができるようにしている。「こどもぼうさい」を認定こども園・保育所の5歳児に配布し、いろいろな災害等に対して自分を守る方法を知らせ、保護者にも広めている。「緊急安全点検」を行ったことで、道路などで、交通事故や防犯上の危険性が高いところを再認識することができた。今後も繰り返し訓練や啓発をしていく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施している。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実
4	道路・公園課 (旧道路課)	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから自転車通行空間の整備が課題となっており、整備に向けた関係機関との協議を行い、整備を図っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	道路・公園課 (旧公園緑地課)	公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	あしや防災ネットを活用し、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行った。あしや防災ネットは、登録者に対してプッシュ型で通知を送り、災害時だけでなく、平時においてもイベント等を周知する有効な情報発信手段の一つである。防災総合訓練における防災イベントの周知で活用した実績があり、今後も継続して子育て世代など幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進が必要である。
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。子育て支援施設についても、施設の規模等を考慮し、整備を行っている。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	令和元年度は普通救命講習を42回、応急手当講習を59回実施した。昨年度より実施回数が減少しているが、これは新型コロナウイルスによる行事の中止のためである。講習の結果報告とアンケートによる受講者の感想から、講習内容が適切であったことが伺える。今後も引き続き、子どもの急病や怪我等の際に適切な対応ができるよう、応急手当の普及啓発を行い、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりに貢献したい。
	実施事業	No.9「救急法の学習」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
9	学校教育課	小学校2年生に防犯教室を実施し、幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を実施した。潮見中学校区の小学校（潮見小学校・浜風小学校）の通学路点検を学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施し、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換を行った。さらに緊急点検として「未就学児が集団で移動する経路の点検」「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検」を実施し、幼児児童の安全を図った。次年度は精道中学校区の小学校（精道小学校・宮川小学校・打出浜小学校）において防犯の視点も取り入れた通学路点検を行い、さらなる幼児児童生徒の見守りと安全点検に努めていく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の見守り・巡視を週2回実施するほか、学校行事や不審者情報等に対応して緊急巡視を実施した。221人の青少年育成愛護委員が継続して小学校区ごとに街頭巡視活動を行った。また、若年層の消費者トラブルやスマホ、インターネットに潜む有害性から青少年を守る研修会を行った。今後も青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組を継続して行う。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障がい福祉課	医師面談を実施し個々の身体等状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援しているところである。訓練については待機がでていることから、実施スペースは限られているものの少しでも新規対象者の受入れができるよう訓練終了の時期や終了後アフターフォロー体制など検討していく。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や保健福祉フェア・まるっと説明会での案内等、普及啓発に取り組んだ。
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.5「障がい児機能訓練事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.7「医療型短期入所の実施」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課 （保育）	年間4回のインクルーシブ教育・保育研修会を行った。市立・私立の職員が参加し、配慮が必要な子どもたちの姿や困り感等を読み取り、どのような支援や関わりをしたら良いかグループワークを通して、探っていった。また、配慮が必要な子どもたちに関する研修に参加したり、専門の先生を認定こども園や保育所に招き研修を行いスキルアップを図った。さらに、個別支援計画シートの作成も行い、個々の支援に役立てられるよう計画をたてた。医療的配慮が必要な子どもの保育に関しては、安全面に配慮しながら、集団保育の中で友だちとともに育ちあえるように支援を行った。今後も指導者助言の元、支援の方法を実践やグループワーク等から学び合ってスキルアップを図る。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 （こども）	「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	療育支援相談に係る関係機関が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議している。発達支援事業所などの機関が増加する中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な家庭が必要なサービスを利用できるよう取り組む。サポートファイルについては、今後も必要な方への配布を実施していく。
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
5	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会をもち、個々に応じた支援の在り方の研究を行った。今後も引き続き、個々の児童生徒の課題に応じた支援を継続していく。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.3「特別支援教育センターの相談」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.8「日本語指導支援ボランティア」 No.9「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	人権・男女共生課 （旧男女共同参画推進課）	<p>子どもと一緒に参加する工作講座、産前・産後の家族の生活に関する講座、子育て世帯のライフプランに関する講座等を開催し、父親が子育てに関わりをもち、現状の生活や働き方を見直す機会を提供できた。子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。</p> <p>また男性の働き方の見直しについては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、啓発方法の検討が必要である。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.5「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	<p>国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、芦屋市商工会を通じ、事業主に対し、多様な働き方支援に関する制度を案内した。今後も、引き続き関連機関と連携し、事業者に対し啓発を実施する。</p>
	実施事業	No.5「多様な働き方の啓発」
3	子育て推進課 （保育）	<p>父親が参加しやすいよう、運動会、発表会を土曜日に実施しているため、父親の参加が多い。運動会では、親子で参加する競技などでは、父親の参加の方が多いこともある。また、参観日や懇談会を早めにお知らせすることで父親の参加が増えている。今後も特技などを生かしてもらおう機会や参加しやすいイベントなどを考える。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
4	子育て推進課 （施設運営）	令和元年度7月から新たに小規模保育事業所が1か所開園した。市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。利用者数については前年度から減少しているが、今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業」
5	子育て推進課 （子育て支援センター）	土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう日頃の事業から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	健康課	プレおや教室を、土曜日・日曜日に開催している。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加される世帯が全参加世帯の85%以上を占めた。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	学校教育課	父親の保育参加ができるよう土曜参観を継続実施し、市立幼稚園全園でふれあい遊びや親子制作を行った。子どもと関わる楽しさを味わう機会をつくり、子育てへの参加につなげられるよう、今後も父親が参加しやすい内容のイベントを開催し、父親の子育てへの参加促進を図る。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、放課後や長期休業日等に適切な保育が必要な小学校1年生から6年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供している。令和元年度は、少しでも多くの児童を受け入れるため、待機児童対策として、拠点校方式を取り入れ、送迎を行った。 また、民間委託に関する保護者アンケートの実施や、ゴールデンウィークに開級日を設けるなど、保護者のニーズに合わせられるよう工夫してきた。令和2年度は、より保護者目線に立って事業を実施できるよう努める。
	実施事業	No.4「放課後児童健全育成事業」

基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向 2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域経済振興課	<p>国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。</p> <p>また、多様な働き方につながる支援として、コワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託している。</p> <p>引き続き働き方に関する制度周知を実施するとともに、コワーキングスペースの認知度の向上に努める。</p>
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課 (入所)	<p>育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向にあり、復職の希望時期が多様化しているため、相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況（定員や入所者数）に関する情報提供を行い、スムーズに復職できるように支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。認定こども園や小規模保育事業所といった施設整備が進んでいるものの、希望する時期の復職が難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。</p>
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	健康課	<p>母子健康手帳交付時の面接では職業を確認し、妊婦の健康を守る「労働安全衛生法」について説明している。</p> <p>各乳幼児健康診査や各種相談の場面での復職に関する相談には、保育所の入所申込みの時期や申込先を案内するとともに、仕事と育児の両立や保育所に入所することによる子どもへの影響などについて説明している。今後も継続して取り組む。</p>
	実施事業	No.3「利用者支援事業」